



## **「里親家庭の居住空間整備助成」事業について**

### **～施設養護からの脱却を目指し、子どもの育成を民の力で～**

「一人でも多くの子どもが温かい家庭で育つことができること」を目指し、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び里親家庭の居住空間整備助成事業を創設します。

戦後に十数万人の戦災孤児を受入れる場所を確保するための緊急措置で児童養護施設が作られてきた日本の社会的養護のしくみは、転換期を迎えています。1990年以降児童虐待が社会問題化してからは需要が増加し、現在では、子どもの数が減っているにも拘らず、要保護児童の人数は一向に減少する傾向に無く、増加の一途をたどっています。

日本は要保護児童の90%近くが養護施設で暮らし、里親中心の欧米と際立った違いを見せています。宗教、文化観の違いもありますが、やはり子供はできる限り家庭的環境で育つのが望ましいと考えます。親や家庭の子育て力が低下している現状を見ても、要保護児童は今後も増えることが予想されることから、里親制度を活用した民の力による児童養護への転換が急務であります。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、我が国の里親制度から発展したもので、2009年4月改定児童福祉法により創設されました。経験豊かな里親が多人数（5人かいは6人）の子どもを受託し、調和のとれた発達のために温かい愛情と正しい理解をもった家庭を提供するものであり、子ども同士の相互作用を生かしつつ養育を行うことができることから里親との1対1の関係を築くことが困難である子どもの場合でも家庭での養育が可能となります。

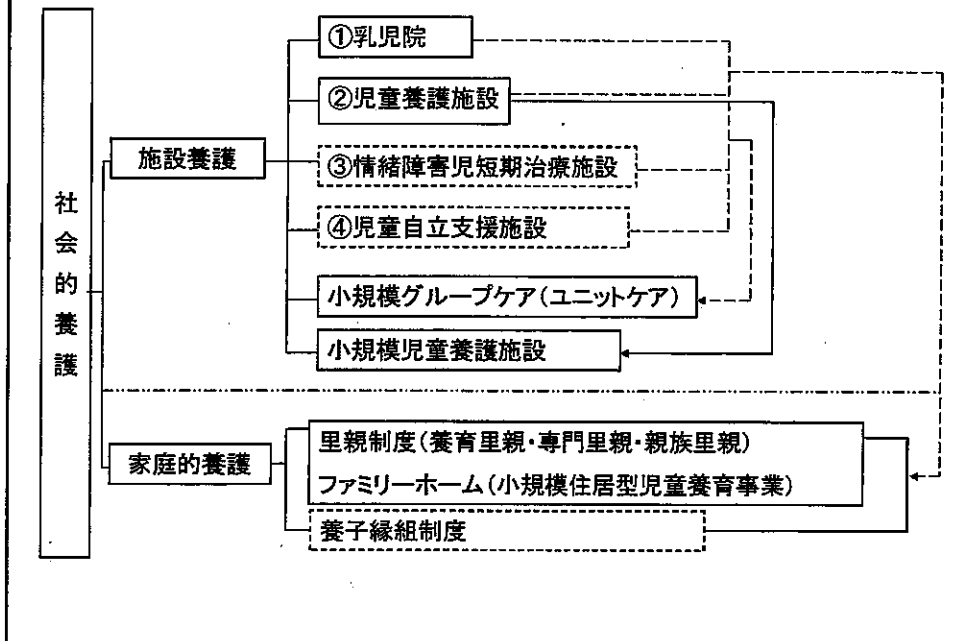
子どもの二十四時間養育は児童福祉法では第一種社会福祉事業とされ、社会福祉法人が運営する施設とするところです。その中において、里親だけが法人を背景に持たずに民間人として二十四時間養育が許されています。

日本財団では、家庭的養護を増やすには、里親家庭の拡充を一つの解決策と考え、民間人として二十四時間養育に関与できる有効な里親資源を法人同様の基準該当事業者とみなし、広く民間の参加の道を拓くことを目指し、加えて里親制度の普及促進に繋がるものと考え、以下の内容を持って支援することといたします。

#### 【支援内容】

1. 居室・トイレ・浴室・台所玄関など住居自体の機能を充実させることにより、居住環境の向上を図る工事および受入れ増に伴う里子のベッドや学習机初度調弁費を対象とする。
2. 運営の確実性・安全性を確保するため、委託里親であること、あるいはファミリーホームの認可を受けていること。

### 要保護児童の社会的養護システムの体系



資料:(財)全国里親会h20度末現在

里親制度	保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,934人	2,582人	3,633人

- 社会的養護のもとにある子どもたちは約4万人
- 施設養護がその大半(約92%)
- 里親委託割合は約8%程度

「一人でも多くの子どもが温かい家庭で育つことができること」を目指し、里親家庭及びファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の居住環境を整備事業を創設

# 里親家庭の居住空間整備助成について

## 1. 対象事業

	対象事業	NPO法人・里親ホーム	
		補助率	助成金限度額
1)	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)開設のためのリフォーム (空き物件の改修や既存住居の拡張による新規FHへの手直し)	100%	300万円
2)	里親家庭の家屋のリフォーム	100%	100万円

## 2. 対象事業者

- 1-1)の事業に関しては、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の開始期間を下記とします  
 第1回募集:2010年4月1日以降に事業開始するもの、または2011年3月末までに事業開始予定であること  
 第2回募集:2010年4月1日以降に事業開始するもの、または2011年3月末までに事業開始予定であること  
 第3回募集:2010年8月1日以降に事業開始するもの、または2011年3月末までに事業開始予定であること  
 1-2)の事業に関しては、委託里親であること。また、既存ファミリーホームのリフォームも対象としていますが、ファミリーホームとして開始届が受理されていること  
 ※申請者は、個人名ではなく必ず団体名または〇〇ホーム等として下さい  
 ※本助成事業は、1里親家庭につき1回限りとしています【1)と2)の事業の併用は出来ません】  
 ※既に工事を着工しているもの並びに購入している備品は対象外です  
 ※決定時の事業費総額・助成金額は、原則として1万円未満切り捨てとします

## 3. 対象事業費

- 1-1)の事業に関しては、居室の拡張、住環境の改善を図るための間仕切り、冷暖房等の設置やトイレ、浴室、居室等の改装工事及び、受託児童のためのベッド、学習用机などの初度備品費  
 ※以下のものは対象になりません  
 ・建物の新築 ・既存建物と同等以上の広さの増築  
 1-2)の事業に関しては、住環境の改善を図るための間仕切り、冷暖房等の設置やトイレ、浴室、居室等の改修工事及び、受託児童のためのベッド、学習用机などの初度備品費

## 4. 申請受付期間:

2010年度に実施する事業	募集期間	審査結果のお知らせ
	第1回	2009年10月1日(木)～10月30日(金)消印有効
第2回	2010年3月15日(月)～3月31日(水)消印有効(予定)	2010年6月(予定)
第3回	2010年8月16日(月)～8月31日(火)消印有効(予定)	2010年10月(予定)

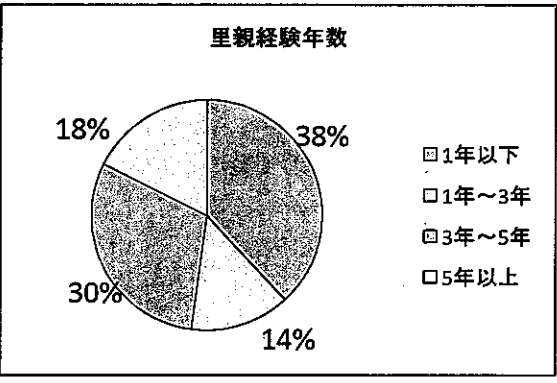
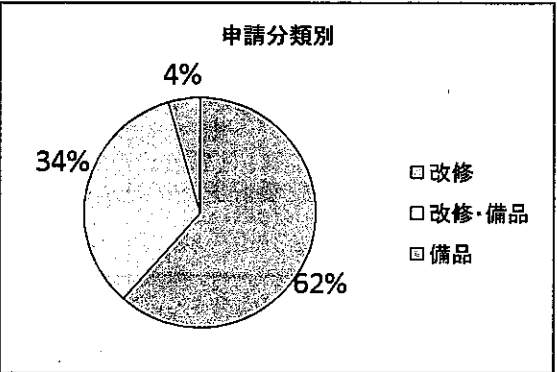
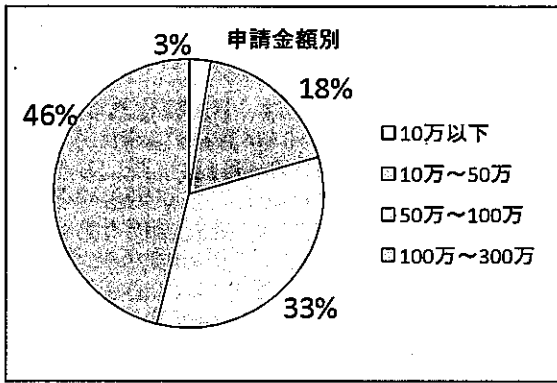
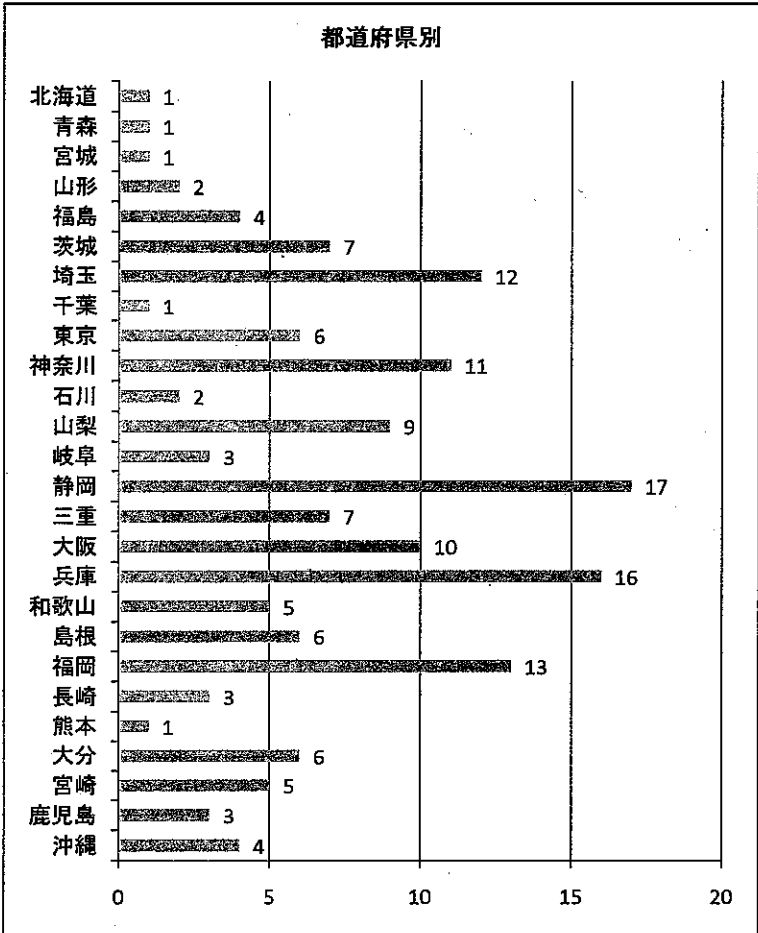
## 5. 審査に関する事項

- ①運営の安定性、事業の合理性等の審査を行います
- ②土地・建物を借りて実施している場合は、改修後最低5年間の賃借契約が確実であることが条件となります

申請件数 156件  
 採択件数 138件  
 申請金額 145,830,880円  
 助成金額 124,380,000円

FHを新規に整備するもの(300万円枠) 13件  
 里親ホームの改装(100万円枠) 143件

**里親家庭の居住空間整備事業**  
 「一人でも多くの子どもが温かい家庭で育つことができること」を  
 目指し、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)及び里  
 親家庭の居住環境を整備する



◆里親とは・・・事情により実親と家庭で暮らせない子どもたちを自分の家庭に迎え養育する。現在、登録里親数は7,934人、委託里親数は2,582人、委託児童数は3,633人。(h20.3.31現在)

◆ファミリーホームとは・・・第2種社会福祉事業として、2009年4月1日より施行された制度。5～6人程度の子どもたちを家庭にて養育する。実施者の要件:里親として2年以上、同時にの2人以上子どもを受託した経験を有する者、児童福祉事業に3年以上従事したことがある者。現在全国に 約20か所。